

## 第22期 第6回 筑前海区漁業調整委員会議事概要

1. 日 時 令和4年1月24日（月）13：56～15：22

2. 場 所 福岡県庁 漁業調整委員会室（福岡市博多区東公園7番7号）

### 3. 出席者

筑前海区漁業調整委員会 委員 10名

### 4. 臨席者

福岡県農林水産部水産局漁業管理課 3名

筑前海区漁業調整委員会事務局 3名

福岡県漁業協同組合連合会 2名

### 5. 議題及び議決内容

#### (1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

（説明）

事務局から資料1に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：佐賀県知事が許可したかたくちいわしまき網漁業が福岡県海域で操業できる海域について教えてほしい。

事務局：この覚書により佐賀県知事が許可したかたくちいわしまき網漁業により、姫島の周囲800メートルを除き、包石と名島を結ぶ線まで操業ができる。

（審議結果）

原案のとおり承認され、筑肥連調委に臨むことになった。

#### (2) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について（協議）

（説明）

漁業管理課から資料2に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

委員：佐賀県船が入漁できる福岡県海域とは、どういう海域になるか。

漁業管理課：長崎県、佐賀県、福岡県で取り決めたラインに基づいた海域になる。

委員：佐賀県が福岡県海域に入漁できる許可枠は、どのように決められてきたのか。

漁業管理課：実績に応じて、許可の希望数を聞きながら行っている。

（審議結果）

原案のとおり、昨年と同様の「入漁許可枠20隻」で連調委に臨むこととなった。

#### (3) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

（説明）

事務局から資料3に基づき、説明がなされた。

（主な審議や意見）

特になし。

（審議結果）

原案のとおり承認され、筑肥連調委に臨むこととなった。

#### (4) アサリじょれんの間口制限に係る委員会指示について（協議）

(説明)

事務局から資料4に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：じょれんの間口が35センチメートル未満になった経緯を教えてください。

漁業管理課：福岡湾の地元の漁業者が使用しているじょれんの間口を参考にした。

(審議結果)

原案のとおり、委員会指示を発出することとなった

#### **(5) 福岡湾におけるじょれんを使用したアサリ採捕の禁止に係る委員会指示について (協議)**

(説明)

事務局から資料5に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

(審議結果)

原案のとおり、委員会指示を発出することとなった。

#### **(6) 一本釣りに使用する集魚灯(LED)に係る委員会指示について(協議)**

(説明)

事務局から資料6に基づき、説明がなされた。

(主な審議や意見)

委員：集魚灯の形状について教えてください。

漁業管理課：市販のものは、丸い形の球形の物か、スリム型の物の2種類である。

委員：今回委員会指示に追加した文言では、調整規則で10キロワット規制していることをカバーできるか。

漁業管理課：委員会指示による規制と調整規則による規制を住み分けて使用する。

(審議結果)

原案のとおり、委員会指示を発出することとなった。

#### **(7) その他**

##### **・第38回筑肥漁場協議会について(報告)**

(説明)

事務局から資料7-1に基づき説明がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。

##### **・第22期第2回筑肥漁場協議会について(報告)**

(説明)

事務局から資料7-2に基づき響灘連調委開催に向けて行っている山口県との行政間協議の進捗状況等の報告がなされた。

(主な審議や意見)

特になし。